

## 海外社会保障研究と私

——樋口富男兄と ILO “APPROACHES TO SOCIAL SECURITY —

*An International Survey*” (1942) との出会い——

佐 藤 進

(1)

私が、労働法学、さらに社会保障法学研究、それも国際比較研究にかかわって、四十年余の歳月を経過した。1952年法学部を卒業し、大学院に入学、修了しても労働法学はともかく、社会保障法学研究指向は、内心アメリカ労働法における労働協約制度研究に関連して、フリンジ・ベネフィット（付加給付）とかかわるアメリカ社会保障制度への開眼を意識しつつも、その両者の研究は夢及びなかったのである。当時、大学の学科目として社会保障法はみられなかつたし、両刀使いは法学研究者にとっては邪道の時代であった。

ただ、私にとって幸いであったことは、法学部政治学科に学んだこと、また東大社会科学研究所での大河内一男先生、氏原正治郎先生、藤田若雄先生のもとでの労働問題研究に参加させていただき、労働政策、社会政策学に関心をもつ学問的環境におかれていったことであった。そして大学院当時、ILO 日本駐在員事務所・日本 ILO 協会調査部でのアルバイトの機会から、ILO 条約・勧告の研究と国際労働、社会保障問題情報による海外研究への契機を与えられたことであり、この大学、大学院時代の多くの研究者、多くの研究書との出会いがなければ今日の自分はなかつたと思っている。

(2)

ILO 日本駐在員事務所で、学究の高橋武先生、樋口富雄氏との出会いは、私の社会保障の法的研究への意欲を燃やしてくれたのである。樋口兄は、1952年(?) ジュネーブの ILO 事務局に移り、社会保障部のスタッフとして社会保障法研究に携わることになる。生前の彼によると当時の部ではザレンカ博士、ペラン、ウォラン、トメシュ氏など各国からの専門家と、ILO を通じた国際的な社会保障制度政策研究にあわせて、ILO 社会保障関係条約、勧告の策定、また ILO 加盟国の実情調査や制度・政策と法作成のための技術援助にかかわることになったことは周知の事実である。

さて私は、労働法と社会保障法との交錯領域研究に関心をもち、金沢大学法文学部在職当時の1961年～1962年の1年間、当時日本の外貨事情による在外研究のための自由渡航制限から、幸いにもジュネーブ在住の樋口富雄兄夫妻の身元引受保証によって、ILO 社会保障部での研究が、夫妻の御厚意で、しかも樋口兄宅での寄宿で果たされることになったのは私にとって忘れえないことである。このジュネーブ滞在中、樋口兄との毎日の論議、ILO 社会保障部、ILO 図書館での文献研究、加えて当時軌道にのったベルギー・ブリッセルの EEC 事務局、ICFTU 事務局、そして当時のイギリス

での滞在中のその福祉国家政策動向の研究などを通じての実態調査などをもとに、ヨーロッパの暮らしとその社会保障政策動向を学ぶことになった。

当時、樋口兄は、〈労災補償〉の法理と制度研究に意欲をもやし、私は彼からアメリカのカリフォルニア州の労災補償制度や、ニュージーランドの包括的な補償制度政策などを学び、多くの触発をえ、私の師匠でもあったのである。彼と私との社会保障の法制度政策論議は、しばしば深更に及んだし、日本とジュネーブとを結ぶ研究交流が続くのである。今は亡き国際的、かつ包容力のある故人の出会いは、私をして、単眼でない複眼による国際的な社会保障比較研究への視点を開花させたと思っており、いま故人がもっと長生きしてくれていたら、と思うのである。

### (3)

人との出会いのみならずもう一つの書物との出会いであるが、これも私が ILO 日本駐在員事務所に籍をおかせていただいたことによることが多い。私のアメリカ労働法、とりわけアメリカの労働協約の研究、そして社会保障法制とフリンジ・ベネフィット（付加給付）との関連研究は、戦争直後の芝公園にあったアメリカ情報広報部図書館のお蔭であったが、社会保障法は ILO 日本駐在員事務所における、ISSA（国際社会保障協会）の当時の “BULLETIN（評論）” の討論によることが多く（ことにアメリカの Ida Merriam 女史の討論とその出会いも大きい）、とりわけ私が触発された一冊の著書は、“APPROACHES TO SOCIAL SECURITY—International Survey” (1942)（邦訳は、塩野谷・平石・高橋訳 社会保障研究所編「ILO・社会保障への道」東京大学出版会刊 (1972) がある）との出会いである。

この調査研究は、つぎの事実を注視しつつ、「社会保障」概念の新たな創出と、その制度展開への意欲を示すものであった。ILO は第二次大戦後の新たな国際労働社会の再建に関連し、社会保障制度実現にかかわって、所得保障、医療保障などの実現の方法として、ことに第二次大戦前の拠出・給付の社会保障技術制度 (Social Insurance) による各種の生活事故に対する対応とその国際的普及に基づいて、ILO は、その加盟国に対する ILO 社会保障条約・勧告の作成をもとにその体系を実現してきた。また、古典的な、要援護層への公的扶助 (Public Assistance) 技術を重視してきた。しかしこの調査報告書は、アメリカの社会保障法、とりわけニュージーランドの社会保障法とその新たな制度政策、そして社会保障、ナショナル・ミニマムの実現として、ことにニュージーランドの場合、従来の社会保険、公的扶助制度とは一味異なる、税、公費による「社会扶助 (Social Assistance)」方式の導入をみてとり、社会保障概念のもとでの、世界の新たな社会保障状態と制度についての制度政策の動向の事実認識を示すものであった。私は、この ILO 報告によって、そこにみる時代の流れに即応する ILO の社会保障制度政策を学ぶことができ、戦後の日本の社会保障制度政策の歩みとその展開への、一つの大きな視点を改めて与えられたことを忘れえないものである。

(さとう・すすむ 立正大学教授)